投資信託説明書(交付目論見書)

Asset Management One

使用開始日 2024年1月20日

新光7資産 バランスファンド

愛称:七重奏

追加型投信/内外/資産複合

商品分類			属性区分				
単位型• 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為 替 ヘッジ ^{*2}
追加型	内外	資産複合	その他資産 (投資信託証券*1)	年12回 (毎月)	グローバル(含む日本) エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

^{※1} 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「資産複合(株式 一般、債券 一般、不動産投信)(資産配分固定型)」です。

この目論見書により行う「新光7資産バランスファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2024年1月19日に関東財務局長に提出しており、2024年1月20日にその効力が生じております。

- ■本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ■ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論 見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホーム ページで閲覧できます。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は 請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社 にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。 なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨 をご自身で記録しておくようにしてください。

- ■ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ■ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理 されています。
- ■ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号設立年月日:1985年7月1日

資本金:20億円(2023年10月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:17兆2,574億円 (2023年10月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

【ホームページアドレス】

https://www.am-one.co.jp/

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三井住友信託銀行株式会社

^{※2} 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

[◆]上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/) でご 覧いただけます。



ファンドの目的

主として投資信託証券に投資し、安定した収益の確保と投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

- 7つの投資信託証券を通じて、国内外の各種資産(株式、公社債、不動産投資信託証券)にバランスよく分散投資します。
 - ●国内外の、株式、公社債および不動産投資信託証券(以下「REIT」といいます。)に実質的に 投資することにより、リスク分散を図りながら、安定した収益の確保と投資信託財産の長期 的な成長を目指すファンド・オブ・ファンズです。
 - ●投資信託証券の組入比率は、原則として、高位とすることを基本とします。
 - ●投資信託証券に含まれる外貨建資産については、原則として当ファンドにおいて為替ヘッジを行いません。
 - ●フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケッツ・デット・ファンドへの投資にあたっては、フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッドから投資助言および情報提供を受けます。
 - ※詳しくは後述の「フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッドについて」および「ファンドの仕組み」をご覧ください。

<当ファンド> <投資対象とする投資信託証券> ニュー トピックス インデックス マザーファンド 国内 株式 (親投資信託) 玉 内 新光日本債券インデックスマザーファンド 国内 の 債券 (親投資信託) 資 産 投資 投資 新光J-REITマザーファンド 新光7資産 バランスファンド 国内 **REIT** (親投資信託) 国内外の 株式 新光外国株式インデックスマザーファンド 海外 (親投資信託) 株式 公社債 REIT 海外 海外国債マザーファンド など 債券 (親投資信託) 海 (先進国) 外 の 損益 損益 資 フランクリン・テンプルトン・フロンティア・ 海外 -ジング・マーケッツ・デット・ファンド 債券 (ケイマン諸島籍外国投資信託) (新興国) 海外 新光米国REITマザーファンド **REIT** (親投資信託) (米国)



基本投資配分比率に基づき、各投資信託証券に投資を行います。 基本投資配分比率は均等とします。

- ●基本投資配分比率は、各投資信託証券につき純資産総額に対し約14.3%となります。
- ●各投資信託証券の組入比率については、原則として、6ヵ月ごとにチェックを行い、基本投資配分比率に対し±5%の範囲を超過している場合には調整を行います。
- ※実質的に投資している資産の値動きや余裕資金を保有することなどの影響により、各投資信託証券の組入比率は、基本投資配分比率からかい離します。

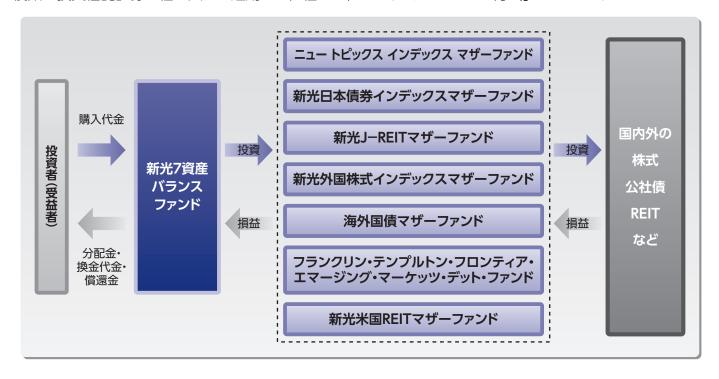
<基本投資配分比率のイメージ図>



■ファンドの仕組み

当ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、一般に投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組み入れて運用する仕組みを「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。





■主な投資制限

ファンドの投資制限	投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外には投資を行いません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
同一銘柄の投資信託証券への 投資割合	同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の50%未満とします。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

■分配方針

原則として、毎月20日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。



- ◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
- ◆分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益を基礎として安定した分配を行うことを目標に決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ◆上記にかかる分配金のほか、分配対象額の範囲内で基準価額水準や市況動向などを勘案して委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ◆留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。
- ※運用状況により分配金額は変動します。
- ※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託 の純資産から支払われますので分配金が支払われると、そ の金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有 無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が 支払われるイメージ



◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

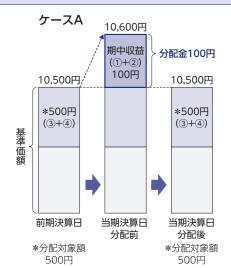
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

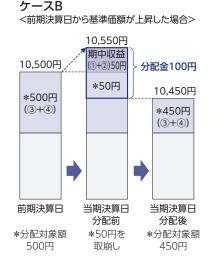
①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

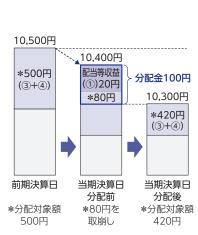
計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースC







<前期決算日から基準価額が下落した場合>

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円

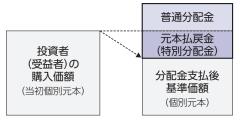
ケースB:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円

ケースC:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

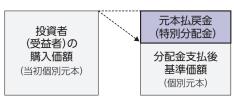
- ★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。 ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご留意ください。
- ◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金) は実質的に元本の一部 払戻しとみなされ、その 金額だけ個別元本が減 少します。また、元本払戻 金(特別分配金)部分は、 非課税扱いとなります。



普通分配金 :個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。 元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。 (注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。



追加的記載事項

■当ファンドが投資する投資信託証券の概要は、以下のとおりです。

ファンド名	ニュー トピックス インデックス マザーファンド
形態	親投資信託
運 用 方 針	 ・東証株価指数に連動する投資成果を目指した運用を行います。 ・わが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている(または採用予定の)銘柄を投資対象とします。 ・投資成果を東証株価指数の動きにできるだけ連動させるため、原則として東証株価指数における業種別、銘柄別時価構成比を勘案しながら当社独自のポートフォリオ構築モデルにしたがい、約200銘柄以上の株式に分散投資を行います。 ・資金の流出入に伴う売買にあたっては、原則として東証株価指数における業種別、銘柄別時価構成比を勘案しながら、当社独自のポートフォリオ構築モデルにしたがい売買を行います。 ・株式の組入比率は、高位を保ちます。 ・株式以外の資産への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資割合には制限を設けません。同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。外貨建資産への投資は行いません。
信託期間	無期限
決 算 日	毎年1月14日
収益分配方針	運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	報酬はかかりません。
信託設定日	2002年1月15日
委 託 会 社	アセットマネジメントOne株式会社
受 託 会 社	三井住友信託銀行株式会社

東証株価指数について

東証株価指数(TOPIX)とは、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。

東証株価指数(TOPIX)の指数値および東証株価指数(TOPIX)にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。JPXは、東証株価指数(TOPIX)の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

ニュートピックス インデックス マザーファンドは、TOPIXの指数値に連動した投資成果を目標として運用しますが、ニュートピックス インデックス マザーファンドの基準価額とTOPIXの指数値の動向がかい離することがあります。



ファンド名	新光日本債券インデックスマザーファンド
形態	親投資信託
運用方針	・主としてわが国の公社債に投資し、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。・公社債の組入比率については、原則として高位を保ちます。・ただし、ファンドの資金動向、市場動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とし、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得したものに限ります。外貨建資産への投資は行いません。デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
信託期間	無期限
決 算 日	毎年11月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配方針	運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	報酬はかかりません。
信託設定日	2005年8月17日
委 託 会 社	アセットマネジメントOne株式会社
受 託 会 社	三井住友信託銀行株式会社

NOMURA-BPI総合について

NOMURA-BPI総合とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募利付債券市場全体の動向を表す投資収益指標で、一定の組入基準に基づいて構成されたポートフォリオのパフォーマンスをもとに計算されます。

NOMURA-BPI総合の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。



ファンド名	新光JーREITマザーファンド
形態	親投資信託
運用方針	 ・主として東証REIT指数の採用銘柄(採用予定を含みます。)に投資を行うことにより、東証REIT指数(配当込み)に連動する投資成果を目指した運用を行います。 ・不動産投資信託証券の組入比率は原則として高位を保ちます。 ・不動産投資信託証券の実質組入比率を調整するため、不動産投信指数先物取引を活用する場合があります。 ・大量の追加設定・換金が発生した場合、市況動向に急激な変化が生じた場合ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となった場合などやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	 ・不動産投資信託証券、新投資口予約権証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)、不動産投信指数先物取引以外には投資を行いません。 ・不動産投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 ・同一銘柄の不動産投資信託証券の投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、東証REIT指数における時価総額構成割合が30%を上回る銘柄については、当該構成割合以内の率を上限として組み入れることができるものとします。 ・外貨建資産への直接投資は行いません。 ・デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
信託期間	無期限
決 算 日	毎年10月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配方針	運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	報酬はかかりません。
信託設定日	2006年10月31日
委 託 会 社	アセットマネジメントOne株式会社
受 託 会 社	三井住友信託銀行株式会社

東証REIT指数(配当込み)について

東証REIT指数(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(以下「㈱東京証券取引所」といいます。)に上場しているREIT全銘柄を対象とした時価総額加重平均の指数で、㈱東京証券取引所上場のREIT全体の値動きを、配当金を反映させたうえで表す指数です。なお、2017年1月31日より、浮動株比率が考慮された指数となっています。

東証REIT指数の指数値および東証REIT指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウおよび東証REIT指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。JPXは、東証REIT指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

新光J-REITマザーファンドは、東証REIT指数(配当込み)の指数値に連動した投資成果を目標として運用しますが、新光J-REITマザーファンドの基準価額と東証REIT指数(配当込み)の指数値の動向がかい離することがあります。



ファンド名	新光外国株式インデックスマザーファンド
形態	親投資信託
運 用 方 針	 ・主として日本を除く世界主要先進国の株式に投資し、MSCIコクサイ・インデックス (円ベース) の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ・株式の組入比率については、原則として高位を保ちます。 ・ただし、ファンドの資金動向、市場動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資割合には制限を設けません。同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
信託期間	無期限
決 算 日	毎年11月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配方針	運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	報酬はかかりません。
信託設定日	2005年8月17日
委託会社	アセットマネジメントOne株式会社
受 託 会 社	三井住友信託銀行株式会社

MSCIコクサイ・インデックス(円ベース)について

MSCIコクサイ・インデックス (円ベース) は、Morgan Stanley Capital International (以下「MSCI Inc.」といいます。) が開発した指数で、日本を除く世界の先進国の株式で構成された浮動株数ベースの時価総額株価指数です。

MSCIコクサイ・インデックス (円ベース) に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。



ファンド名	海外国債マザーファンド
形態	親投資信託
運用方針	 ・日本を除く世界主要先進国の公社債を主要投資対象として、長期的に安定した収益確保と投資信託財産の成長を目指します。 ・日本を除く、FTSE世界国債インデックス(除く日本、7~10年、円ベース)に含まれる国に所在する政府、政府関係機関、国際機関、法人およびその他事業体が発行する当該インデックスに含まれる通貨建ての国債、政府機関債、国際機関債、短期金融商品を主要投資対象とします。 ・FTSE世界国債インデックス(除く日本、7~10年、円ベース)をベンチマークとして、インデックスを上回る投資成果を目指す運用を行います。 ・債券ポートフォリオは、日本を除くG7構成国(アメリカ、イタリア、ドイツ、フランス、イギリス、カナダの6ヵ国)が発行する国債、政府機関債を中心に投資します。 ・運用にあたっては、主として以下の運用手法を用います。 ・通貨アロケーション ・イールドカーブ戦略 ・セクターアロケーション ・デュレーション調整 ・外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。したがって、基準価額は為替の変動によって大きく変動することが考えられます。
主な投資制限	株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とし、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型 新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得したものに限ります。外貨建資産への投資割合には特に制限を設けません。
信託期間	無期限
決 算 日	毎年11月4日
収益分配方針	運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	報酬はかかりません。
信託設定日	2001年11月5日
委 託 会 社	アセットマネジメントOne株式会社
受 託 会 社	三井住友信託銀行株式会社

FTSE世界国債インデックス(除く日本、7~10年、円ベース)について

FTSE世界国債インデックス(除く日本、7~10年、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。



ファンド名	フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケッツ・デット・ファンド (以下、当概要において「ファンド」といいます。)
形態	ケイマン諸島籍外国投資信託/円建受益証券
運用方針	ファンドは、高いインカム利回りと長期的な元本の成長を目的として、上場または非上場の新興諸国のソブリン債または準ソブリン債に主として投資を行います。
主な投資制限	 ・単一国の証券への投資は、純資産総額の20%を超えないものとします。ただし、現地通貨建ての国債、政府保証債は除きます。 ・クレジットリンク債への投資は、純資産総額の20%を超えないものとします。 ・発行体格付けにおいて、ムーディーズ・インベスターズ・サービスまたはS&Pグローバル・レーティングのソブリン信用格付けがCaa1またはCCC+以下の証券または無格付けの証券への投資は、純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ファンドにおける証券の平均信用格付けは、ムーディーズ・インベスターズ・サービスまたはS&Pグローバル・レーティングの格付けにおいてB1またはB+以上とします。 ・ファンドにおける証券の平均デュレーションは、8年以下とします。
信託期間	150年
決 算 日	毎年5月31日
収益分配方針	受託会社は毎月3日(休業日の場合は翌営業日)に受益者に分配金を支払います。当該月次分配にかかわらず、投資顧問会社および管理会社からの通知により受託会社は分配を行う場合があります。 分配はネット・インカム収益とネット実現損益の合計の範囲内で行うことができますが、受益者の利益にかなうと判断される場合には純資産から分配を行うこともできます。
信託報酬等	運 用 報 酬:純資産総額に対し0.40% その他報酬*:純資産総額に対し0.15%(上限) ※その他報酬には、受託会社報酬、管理事務代行会社報酬、保管受託銀行報酬、監査報酬、法的費用が含まれます。
信託設定日	2006年3月8日
関係法人	受 託 会 社 兼 管理事務代行会社:BNY メロン ファンド マネジメント(ケイマン)リミテッド 管理事務代行会社:ザ バンク オブ ニューヨーク メロン シンガポール支店 保 管 受 託 銀 行:ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 管 理 会 社:フランクリン アドバイザーズ インク 投 資 顧 問 会 社:フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッド

フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッドについて

フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッド(FTIML社)は、1985年に英国で設立された資産運用会社で、グローバルに 資産運用業務を展開する米国独立系資産運用グループであるフランクリン・テンプルトン(設立:1947年、運用総資産:約205.6兆円*)の一員です。FTIML社は、定性分析を重視したボトムアップ型の運用スタイルを採用し、また多様化するグローバル運用へのニーズに対応する運用体制 を構築しています。

※2023年9月末現在、1米ドル=149.58円で換算



ファンド名	新光米国REITマザーファンド
形態	親投資信託
運用方針	 ・主として米国の取引所上場および店頭市場登録の不動産投資信託証券(以下「REIT」といいます。)に投資を行うことにより、円換算したFTSE NAREIT All Equity REITs インデックスの動きを概ね捉える投資成果を目指した運用を行います。 ・REITの組入比率は原則として高位を保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ・大量の追加設定・換金が発生した場合、市況動向に急激な変化が生じた場合ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となった場合などやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	 REITおよび短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外には投資を行いません。 REITへの投資割合には制限を設けません。 同一銘柄のREITへの投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、FTSE NAREIT All Equity REITs インデックスにおける時価総額構成割合が30%を上回る銘柄については、当該構成割合以内の率を上限として投資できるものとします。 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
信託期間	無期限
決 算 日	毎年10月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配方針	運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	報酬はかかりません。
信託設定日	2006年10月31日
委 託 会 社	アセットマネジメントOne株式会社
受 託 会 社	三井住友信託銀行株式会社

FTSE NAREIT All Equity REITs インデックスについて

FTSE NAREIT All Equity REITs インデックス(以下「本指数」といいます。)とは、ニューヨーク証券取引所、アメリカン証券取引所、NASDAQ登録のすべてのEquity(エクイティ)型REITで構成される総合収益指数であり、FTSE International Limited (以下「FTSE」といいます。)が算出、公表しています。

新光米国REITマザーファンド(以下「当マザーファンド」ということがあります。)は、アセットマネジメントOne株式会社によって単独で開発されたものです。当マザーファンドは、いかなる方法においても、FTSE、London Stock Exchange Group plcおよび、そのグループ企業(以下、総称して[LSE Group]といいます。)またはNareitによって出資、保証、販売または販売促進されることはありません。

本指数のすべての権利はFTSEおよびNareitに帰属します。「FTSE®」はLSE Groupの商標であり、ライセンス契約に基づきFTSEによって使用されています。「NAREIT®」はNareitの商標です。

本指数はFTSEによって計算されます。FTSE、LSE Group、Nareitはいずれも、如何なる者に対しても(a)本指数の使用、信頼、または誤謬、(b)当マザーファンドへの投資または運営に起因する如何なる義務も負いません。FTSE、LSE Group、およびNareitは、当マザーファンドから得られる結果、またはアセットマネジメントOne株式会社によって提示される目的に対する本指数の適合性に関して、いかなる請求、予測、保証、または表明も行いません。

- ※前述の各投資信託証券については、いずれも申込手数料はかかりません。
- ※前述の各概要は、各投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。また、各概要は2024年1月19日現在のものであり、今後変更になる場合があります。



投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

資産配分 リスク

資産配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数または全ての資産の価値が同時に 下落した場合等は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドは基本投資配分比率に基づいて投資を行いますが、実質的に投資する資産の価格変動などの影響により投資信託証券の組入比率が基本投資配分からかい離することが想定されます。一時的に組入比率が大きくなった資産の収益率が低下した場合や、一つあるいは複数またはすべての資産価値が下落する場合には、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け変動します。一般に、株価が下落した場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

REITの 価格変動 リスク

REITの価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが投資信託証券を通じて実質的に投資するREITは、REITの保有不動産の評価の下落、REITの配当金の減少、企業体としてのREITに対する評価の悪化などの原因により価格が下落する場合があります。その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

為替変動 リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が 現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当 該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。 また、当ファンドは新興国通貨建証券に実質的に投資を行うことから、為替変動リスクが相対 的に高くなる可能性があります。

カントリー リスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格 や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額 が下落する可能性があります。

一般に新興国市場は、先進国市場に比べて規模が小さく、流動性も低く、金融インフラが未発達であり、様々な地政学的問題を抱えていることから、カントリーリスクはより高くなる可能性があります。



投資リスク

金利変動リスク

金利の上昇(公社債の価格の下落)は、基準価額の下落要因となります。

公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

有価証券などの発行体が業績悪化・経営不振あるいは倒産に陥った場合、当該有価証券の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることがあります。また、有価証券の信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該有価証券の価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の 下落要因となります。

有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の 適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ●有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券のうちマザーファンドについて、当該マザーファンドを投資対象とする他のファンド(ベビーファンド)において、設定・換金や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入有価証券などに売買が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。 なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



投資リスク

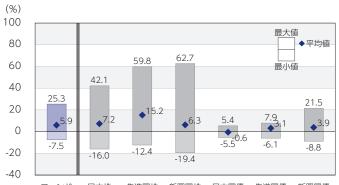
<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- *ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして 計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があり ます。
- *ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 2018年11月~2023年10月

- *上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- *すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日 本 株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先 進 国 株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先 進 国 債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	[FTSE世界国債インデックス(除く日本)]は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



データの基準日:2023年10月31日

基準価額・純資産の推移《2013年10月31日~2023年10月31日》

分配の推移(税引前)



2023年 6月	20円
2023年 7月	20円
2023年 8月	20円
2023年 9月	20円
2023年10月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	5,120円

※分配金は1万口当たりです。

- ※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
- ※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。 (設定日:2006年10月31日)

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケッツ・デット・ファンド	14.57
2	海外国債マザーファンド	14.42
3	ニュー トピックス インデックス マザーファンド	13.98
4	新光外国株式インデックスマザーファンド	13.75
5	新光J-REITマザーファンド	13.69
6	新光日本債券インデックスマザーファンド	13.68
7	新光米国REITマザーファンド	13.09

■ニュー トピックス インデックス マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	4.14
2	ソニーグループ	株式	日本	電気機器	2.56
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	2.26
4	キーエンス	株式	日本	電気機器	1.82
5	日本電信電話	株式	日本	情報·通信業	1.53

■新光日本債券インデックスマザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	339回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.4	2025/6/20	1.15
2	146回 利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.1	2025/12/20	1.15
3	147回 利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.005	2026/3/20	1.14
4	350回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.1	2028/3/20	1.13
5	351回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.1	2028/6/20	1.13

■新光J-REITマザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	国/地域	比率(%)
1	日本ビルファンド投資法人	日本	6.65
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	日本	5.41
3	野村不動産マスターファンド投資法人	日本	5.07
4	日本プロロジスリート投資法人	日本	4.40
5	日本都市ファンド投資法人	日本	4.39

- ○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
- ○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



データの基準日:2023年10月31日

■新光外国株式インデックスマザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	APPLE INC	株式	アメリカ	コンピュータ・周辺機器	4.73
2	MICROSOFT CORP	株式	アメリカ	ソフトウェア	4.21
3	AMAZON.COM INC	株式	アメリカ	大規模小売り	2.16
4	NVIDIA CORP	株式	アメリカ	半導体·半導体製造装置	1.80
5	ALPHABET INC-CL A	株式	アメリカ	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1.31

■海外国債マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	US T N/B 2.875 05/15/32	国債証券	アメリカ	2.875	2032/5/15	7.09
2	US T N/B 1.625 05/15/31	国債証券	アメリカ	1.625	2031/5/15	6.49
3	FRANCE OAT 2.5 05/25/30	国債証券	フランス	2.5	2030/5/25	6.22
4	ITALY BTPS 4.4 05/01/33	国債証券	イタリア	4.4	2033/5/1	6.05
5	US T N/B 3.5 02/15/33	国債証券	アメリカ	3.5	2033/2/15	5.70

■フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケッツ・デット・ファンド(現地2023年10月13日現在)

※フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッドからの情報を基に作成しております。

※比率(%)は、フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケッツ・デット・ファンドの純資産総額に対する割合で、小数第2位を四捨五入しています。

①組入公社債の上位5通貨

②組入公社債の上位5ヵ国

順位	通貨	比率(%)
1	米ドル	45.5
2	ユーロ	7.8
3	メキシコペソ	5.7
4	ウルグアイペソ	4.1
5	南アフリカランド	3.8

順位	国/地域	比率(%)
1	その他	13.0
2	メキシコ	8.3
3	南アフリカ	6.2
4	カザフスタン	5.1
5	コロンビア	4.6

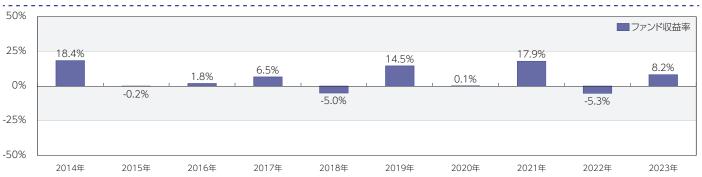
■新光米国REITマザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	国/地域	比率(%)
1	PROLOGIS INC	アメリカ	8.28
2	AMERICAN TOWER CORP	アメリカ	7.67
3	EQUINIX INC	アメリカ	6.37
4	WELLTOWER INC	アメリカ	3.88
5	CROWN CASTLE INC	アメリカ	3.72

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2023年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

- ○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
- ○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



手続·手数料等

お申込みメモ

購入 単位	並 販売会社が定める単位(当初元本1□=1円)				
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)				
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。				
換金単位	販売会社が定める単位				
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額				
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。				
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。				
購入の申込期間	2024年1月20日から2024年7月22日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。				
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 •ニューヨーク証券取引所の休業日 •ロンドン証券取引所の休業日 •ロンドンの銀行の休業日				
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。				
購入・換金 申込受付の 中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みを取り消す場合があります。				
信託期間	2026年10月20日まで(2006年10月31日設定)				
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・受益権の総口数が30億口を下回った場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合				
決 算 日	毎月20日(休業日の場合は翌営業日)				
収益分配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、 販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売 会社までお問い合わせください。				
信託金の限度額	2,000億円				
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載します。				
運用報告書	4月、10月のファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。				
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度 (NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。				



手続•手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

■ファンドの費用							
投資者が直接的に負担する	る費用						
購入時手数料	て得た額となりる 購入時手数料は	購入価額に、2.75%(税抜2.5%)を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。					
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <u>0.3%</u> の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。						
投資者が信託財産で間接	的に負担する費用						
		ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.045%(税抜0.95%) 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ※運用管理費用(信託報酬)の配分は、各販売会社の取扱純資産額に応じて、以下の通りとします。 運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)					
	ファンド	各販売会社の 取扱純資産額	委託会社	販売会社	受託会社		
		300億円未満の部分	年率0.42%	年率0.45%	年率0.08%		
		300億円以上 500億円未満の部分	年率0.37%	年率0.50%	年率0.08%		
		500億円以上の部分	年率0.32%	年率0.55%	年率0.08%		
運用管理費用(信託報酬)		主な役務	信託財産の 運用、目論見 書等各種書 類の作成、基 準価額の算 出等の対価	書等各種書	運用財産の 保管・管理、 委託会社からの運用指 図の実行等 の対価		
		※委託会社の信託報酬には、当ファンドの投資顧問会社(フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッド)に対する投資顧問報酬(投資対象とする外国投資信託の純資産総額のうちのファンドにおける保有分に対し年率0.05%)が含まれます。					
	投資対象とする 外国投資信託	フランクリン・テンプルト デット・ファンドの純資産 ※当該外国投資信託の	総額に対して年	F率0.07865%			
	実質的な負担	ファンドの日々の純資 1.02865%)程度 ※上記は概算の数値です 信託証券の組入状況に	す。実際の運用	管理費用(信訊			



手続·手数料等

その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

- •組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- •信託事務の処理に要する諸費用
- •外国での資産の保管等に要する費用
- ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等

監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。

- ※投資対象とする投資信託証券においては、有価証券等の売買手数料、外国投資信託 の設定に関する費用等がかかります。
- ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがある ため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- ●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※法人の場合は上記とは異なります。

その他の

費用・手数料

※上記は2024年1月1日現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

··· (参考情報)ファンドの総経費率 ······

100 10 TH T 10 10 10 10		
総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.35%	1.04%	0.31%

(表示桁数未満を四捨五入)

- ※対象期間:2023年4月21日~2023年10月20日
- ※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権□数に平均基準価額(1□当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
- ※投資対象とする外国投資信託(以下、投資先ファンドといいます。)にかかる費用は、その他費用(②)に含めています。
- ※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。
- ※なお、当ファンドについては、投資先ファンドも含め入手し得る情報において計算に含まれていない費用は認識しておりません。
- ※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。